

『コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会』運営規約

第1条（名称）

本協議会は、『コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会』（以下「本協議会」という。）と称する。なお、本協議会は、通称『コメサミット』と呼称する。

第2条（目的）

本規約は、本協議会の円滑な運営を図るため、その構成、役割分担、運営方法及び意思決定手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第3条（活動年度）

本協議会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4条（連携事項）

本協議会は、設立趣意書に掲げる次の事項について、相互に連携・協力する。

- (1) 地域から支える持続可能かつ強靱な「食のサプライチェーン」の構築
- (2) 生産地・消費地の連携による「米」の安定生産・安定消費の実現
- (3) 有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の推進
- (4) 次世代を育む食育・農育の連携推進
- (5) 非常事態下における「米」を核とした広域連携型食料供給ネットワークの確立
- (6) 医食同源の理念のもと、生産者の安定経営と消費者の健康増進を両立する「食」を起
点とした地域社会の実現
- (7) その他、本協議会の趣旨を実現するために必要な事項

第5条（構成団体及び役割分担）

本協議会は、設立趣旨に賛同する地方自治体（以下「参加自治体」という。）により構成され、次の役割を分担するものとする。開催自治体は、原則として参加自治体の持ち回りとする。

- (1) 開催自治体は、当該年度の協議会開催地となり、協議会の議事進行及び対外的発信を担う。開催自治体が一時的に役割を果たせない場合は、幹事自治体がこれを代行する。
- (2) 幹事自治体は、発起人である大阪府泉大津市が担い、本協議会の運営において必要な連絡調整、文書管理、協議会運営の実務等を行うとともに、負担金の徴収及び管理を行う。
- (3) その他の参加自治体は、別紙の自治体で構成し、前条に掲げる事項の推進に向け、連携・協力する。

2 本協議会は、役員として会長1名、副会長1名、監査役1名を置くとともに、円滑に協

議会運営に係る事務を処理するため泉大津市市長公室成長戦略課内に事務局を置く。なお、事務局長は、泉大津市市長公室成長戦略課長をもって充てる。

(1) 会長は、本協議会を代表する者として、泉大津市長をもって充てる。

(2) 副会長は、会長を補佐するものとし、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

なお、副会長は、第5条第1項第3号の参加自治体（幹事自治体を除く）の長の互選とする。

(3) 監査役は、協議会の会計を監査する。なお、監査役は、第5条第1項第3号の参加自治体（幹事自治体を除く）の持ち回りとする。

(4) 副会長及び監査役の任期は1年とし、当該活動年度の協議会終了の日までとする。

3 会長は、協議会を代表し会務を総括するものとし、協議会の議事進行については、第8条に定める議長がこれを担う。

第6条（本協議会への参加）

本協議会への参加は、設立趣旨に賛同し、「参加表明書」（別紙様式）を幹事自治体に提出することで行うものとする。幹事自治体は、参加表明書の提出があった場合、速やかに全参加自治体に報告する。

第7条（負担金）

本協議会の運営に要する経費は、参加自治体からの負担金をもって充てる。

2 負担金の額は、1自治体あたり年間3万円とする。

3 幹事自治体は、収支予算を作成し、協議会の承認を得なければならない。

4 幹事自治体は、各年度の当初に負担金を参加自治体に請求し、これを取りまとめて管理する。

5 負担金の使途は、協議会の運営及び活動推進に必要な範囲とし、幹事自治体は毎活動年度終了後、活動報告書及び収支決算書を作成し、その監査を受け、収支状況を協議会に報告するものとする。

6 協議会が解散した場合において、その残余財産は、参加自治体の協議により帰属先を決定するものとする。

第8条（協議会開催及び議決方法）

本協議会は、年1回程度、全参加自治体を招集して開催するものとする。

2 協議会は、原則として当該活動年度の開催自治体の所在地域において開催し、開催自治体がこれを招集するとともに、当該開催自治体の長をもって議長とし、議事の進行を行うものとする。

3 会長は、協議会を代表する立場から、必要に応じて協議会の運営全般について意見を述べることができるものとするが、議事の進行は前項に定める議長がこれを担う。

4 協議会の目的を達成する上で必要があると認めるときは、書面又は電磁的記録により、

臨時会議を開催できるものとする。

- 5 本協議会において、参加自治体は各1個の議決権を有するものとし、議事は、出席した参加自治体の議決権の過半数をもって決するものとする。
- 6 前項の規定による議決において可否同数のときは、幹事自治体がこれを決するものとする。

第9条（協議内容）

協議会においては、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 第4条に掲げる連携事項の実現に向けた事項
- (2) 活動計画に関する事項
- (3) 負担金の使途及び収支報告に関する事項
- (4) 本規約の改正に関する事項
- (5) その他本協議会の運営に関する重要事項

第10条（活動計画）

幹事自治体は、設立趣意書に基づき、年度ごとに活動計画（ロードマップ）を策定する。活動計画は、参加自治体の提案に基づき、合意の上で決定する。

第11条（顧問）

本協議会は、第4条に掲げる事項の遂行に資するため、学識経験者その他の有識者を顧問として置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において、全参加自治体の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、参加自治体の求めに応じて、本協議会に対し助言を行う。

第12条（補則）

本規約に定めのない事項については、参加自治体の協議により定める。

附 則

- 1 本規約は、令和8年5月18日から施行する。
- 2 設立当初の顧問は、第11条の規定にかかわらず、第1回協議会において承認された者を委嘱する。
- 3 設立初年度の活動年度は、第3条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 本協議会の設立初年度に係る負担金の額及び徴収時期については、第7条の規定にかかわらず、別途幹事自治体が定める。

別紙 『コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会』参加自治体

	都道府県	自治体名	担当部署	備考
1	北海道	旭川市	農政部農業振興課ブランド推進係	
2	青森県	五戸町	総合政策課政策推進室	
3	神奈川県	鎌倉市	政策部成長戦略課	
4	石川県	小松市	経済環境部農業水産課	
5	長野県	南箕輪村	産業課農政係	
6	滋賀県	東近江市	農林水産部農業水産課	
7	滋賀県	日野町	農林課農政担当	
8	大阪府	泉大津市	市長公室成長戦略課	幹事自治体
9	大阪府	高石市	総合政策部まち未来戦略室産業共創課	
10	和歌山県	かつらぎ町	農林振興課農業振興係	
11	和歌山県	日高川町	農業振興課	
12	岡山県	吉備中央町	協働推進課	
13	高知県	香南市	農林水産課	
14	熊本県	人吉市	経済部農業振興課農畜産係	
15	沖縄県	石垣市	農林水産商工部農政経済課	

(別紙様式)

『コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会』参加表明書

年 月 日

コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会
幹事自治体 泉大津市長 南出賢一 殿

自治体名：

代表者名：

『コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会』の設立趣旨に賛同し、下記のとおり本協議会への参加を表明します。

記

(参加自治体概要)

所在地	
代表者職氏名	
担当部署名・担当者職氏名	
連絡先（電話番号）	
メールアドレス	
本協議会への参加理由	